

中小企業倒産防止共済制度 の検討状況について

平成21年2月27日

中小企業庁
中小企業倒産防止共済制度研究会

. 経緯

中小企業倒産防止共済制度に関する基本的な事項については、中小企業倒産防止共済法(以下「法」という。)第22条に基づき少なくとも5年ごとの見直しを行うこととしており、昨年6月の第17回中小企業政策審議会経営安定部会における議論を踏まえ、「中小企業倒産防止共済制度研究会」(座長:山本和彦 一橋大学大学院教授)を設置して具体的検討を開始。制度見直しの検討にあたって、本制度に対するアンケート調査を実施。(対象:共済加入者、未加入者それぞれ1万人)

. 主な検討事項

- (1) 共済金の貸付額、掛金の額、積立期間、償還期間
- (2) 共済事由の拡大
- (3) 共済貸付金の10分の1の権利消滅と完済手当金

. 中小企業倒産防止共済制度研究会

委員(は座長)

山本 和彦	国立大学法人一橋大学大学院 法学研究科教授
浅野 幸弘	国立大学法人横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科教授
有田 礼二	東京海上日動火災保険株式会社 公務開発部長
五十嵐 克也	日本商工会議所 中小企業振興部長
海老原 正	全国商工会連合会 会員サービス部長
近藤 隆司	白鷗大学 法学部教授
村本 道夫	マトリックス国際法律事務所 弁護士
山崎 良太	森・濱田松本法律事務所 弁護士

これまで6回開催

中小企業倒産防止共済制度研究会における検討状況

1. 共済金の貸付額、掛金の額、積立期間、償還期間に関する検討

【現行の制度】

貸付限度額： 3,200万円(掛金総額の10倍)
掛 金： 限度額320万円、月額限度額8万円、 積立期間：40ヶ月
償 還 期 間： 5年(ただし最初の6ヶ月は据置)、毎月均等償還

【論点】

現下の経済情勢に照らして、連鎖倒産防止の更なる実効を上げるため貸付限度額を引き上げるべきではないか。

(注)：アンケートでは加入者の23%が引上げを希望

【検討状況】

- 貸付限度額の水準については、これまで回収困難額^(注)を共済金で全額カバーする中小企業者の割合として90%程度確保することを目安にして、引上げを実施。

(注)回収困難額とは、取引先の倒産により回収が困難となった売掛金債権、前渡金返還請求権の合計額をいう。

昭和55年：1,200万円 → 2,100万円

昭和60年：2,100万円 → 3,200万円

- 最近の実績を見ると、平成19年度共済金貸付実績においては、現行の3,200万円でも92.3%をカバー。
(図表1参照)
- 平成20年度上期実績は、89.9%と低下の兆候がみられる(図表2参照)。さらに平成19年度に貸付を受けた者について、取引先の倒産が複数ある場合において、それぞれの回収困難額を合計した全回収困難額で比較すると、カバー率は86.4%。(図表3参照)

【今後の検討課題】

貸付限度額を引上げについて、平成20年度貸付実績等を踏まえ、具体的な引き上げ幅を検討。

1. 共済金の貸付額、掛金の額、積立期間、償還期間に関する検討

【論点】

貸付限度額を引き上げた場合には、その10分の1の掛金限度額も引き上げることになるが、その際、掛金月額限度額と積立期間をどのように設定すべきか。

(注) アンケートでは加入者の14%が引上げを希望

【検討状況】

- 貸付限度額の引上げに伴って掛金限度額を引き上げる必要があるが、この際、掛金月額限度額を引き上げる一方で、積立期間を短縮したい(早期積立で、できる限り早く貸付を受けられるようにする)とのニーズもあり、掛金月額限度額及び積立期間をどのような組合せにするかが課題。
- 他方、掛金については、現在、全額損金算入又は必要経費扱いとなっており、限度額を引上げた場合の税制上の取扱いを検討する必要がある。

【今後の検討課題】

掛金の月額限度額の引上げ及び積立期間の短縮について、どのような組合せが適当か具体的な水準を検討。

【論点】

貸付限度額を引き上げた場合、月々の返済負担が過大にならないよう、償還期間を延長すべきではないか。

【検討状況】

- 現行の貸付限度額(3,200万円)を現行の償還期間5年(6ヶ月据置後、54ヶ月均等償還)で返済する場合、1ヶ月当たりの返済額(最大)は59万円となる。
- 貸付限度額の引上げに伴い、中小企業にとって返済の負担が大きくなるよう、償還期間を延長の方向で検討すべき。ただし、月々の返済額が少ないほど返済が滞るリスクが低くなる一方、返済期間が長くなるほどリスクも高くなることから収支に与える影響を考慮する必要がある。

(注) 現在の貸付額3,200万円を前提にすると、償還期間7年の場合の償還月額額は約2/3の41万円、10年の場合1/2以下の28万円。

【今後の検討課題】

償還期間の延長について、リスクを考慮し具体的な期間を検討。

2. 共済事由の拡大に関する検討

【現行の制度】

共済事由は、取引先企業が倒産し売掛金債権等の回収困難が生じること。この場合の倒産とは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがされた場合、手形交換所に参加する金融機関によって取引停止処分を受けた場合

【論点】

共済事由として、私的整理や自然災害の追加要望があるが、どのような場合を共済事由として拡大すべきか。

(注) アンケートによれば、特に私的整理について未加入者の3割が私的整理による回収困難を経験し、共済事由に追加された場合29%が加入を希望

【検討状況】

- 私的整理については、法的整理と同様の経済実態にあることから、共済事由として拡大する方向で考えるべき。その際、申請者及び制度を運用する(独)中小企業基盤整備機構にとって、簡易迅速な審査で貸付実行を行い得るようにするという本共済制度の趣旨にかんがみ、客観的かつ明確な基準の下に形式的な審査で適正なものとして特定できるものについて対象にすべき。
その際、私的整理(図表4参照)の実態(特に清算型の場合)が必ずしも明確でないことから、その実態調査(代理人として弁護士の関与や支払停止の通知の有無、債権者会議の開催状況、作成される資料等)を踏まえ、何があれば法的整理と同様の評価ができるか、手続の公正さを担保するためどのような条件を付すべきか、機構がどのような資料で倒産及び回収困難額の実事認定ができるかなどを検討することが必要。
- 共済契約者自身の自然災害による被害については、連鎖倒産防止という本共済制度の趣旨にあわず、また、他の復旧支援制度が利用可能であることから、共済事由として追加するのは不適當。

【今後の検討課題】

私的整理について、その実態調査を踏まえて、どのような要件を充たせばよいか具体的に検討。

3. 共済貸付金の10分の1の権利消滅と完済手当金に関する検討

【現行の制度】

共済金の貸付を受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利が消滅する。
権利消滅の負担軽減として、将来の財務状況を推計して余裕財源が生じると認められる場合、共済金の貸付を受け、償還期日どおり完済した者には、完済手当金を支払う。

【論点】

現在の経済情勢において、掛金の10分の1の権利消滅は軽減すべきではないか。仮に軽減しないとしても、繰上償還者については、実質的な負担は更に重くなるので、負担を軽減すべきではないか。

【検討状況】

- 本制度は、掛金の10倍まで無担保、無保証、無利子で貸し付ける制度であるため、貸倒れに伴う費用の発生は避けられず、この費用は掛金の権利消滅分及び運用益を充当して収支を相償させることとしている。貸し倒れを10分の1の権利消滅だけでは埋めきれない状況では、共済貸付金の10分の1の権利消滅の軽減は困難と見られる。(図表5参照)
- 一方、負担軽減の方法としては、共済貸付が少ない、貸し倒れが少ないなどにより、収支が将来にわたり均衡を保ち、余裕財源が生じると認められる場合には、償還期日どおりに完済した者には、完済手当金を支給することにより対応することになっている。
- 繰上償還した場合については、この場合にも一律に共済貸付金の10分の1の権利が消滅するため、償還期日どおりの償還者に比べると繰上償還者の実質的な負担は大きくなるので何らかの負担の軽減が必要。(図表6参照)

【今後の検討課題】

繰上償還について、償還期間内のどの時点で償還しても実質的な負担に差がないように、負担を軽減する具体的な方法を検討。

(参考1)平成19年度及び20年度上期の回収困難額の分布状況

【図表1：平成19年度の貸付案件の回収困難額の分布】

回収困難額	件数	割合	3,200万円以下の割合
300万円以下	964	26.9%	92.3%
300万円超～500万円以下	594	16.6%	
500万円超～1,000万円以下	831	23.2%	
1,000万円超～1,500万円以下	412	11.5%	
1,500万円超～2,000万円以下	230	6.4%	
2,000万円超～2,500万円以下	134	3.7%	
2,500万円超～3,000万円以下	103	2.9%	
3,000万円超～3,200万円以下	40	1.1%	
3,200万円超～3,500万円以下	38	1.1%	
3,500万円超～4,000万円以下	51	1.4%	
4,000万円超～4,500万円以下	33	0.9%	
4,500万円超～5,000万円以下	22	0.6%	
5,000万円超～1億円以下	98	2.7%	
1億円超	34	0.9%	
計	3,584		

注：回収困難額とは、取引先の倒産により回収が困難となった売掛金債権、前渡金返還請求権の合計額をいう。

【図表2：平成20年度上半期貸付件数の分布】

平成20年度上期の実績をみると、回収困難額について貸付限度額3,200万円でカバーできない案件が増えている。

回収困難額	件数	割合	3,200万円以下の割合	3,500万円以下の割合	4,000万円以下の割合	4,500万円以下の割合
300万円以下	633	25.1%	89.9%	91.4%	93.2%	94.6%
300万円超～500万円以下	403	16.0%				
500万円超～1,000万円以下	545	21.6%				
1,000万円超～1,500万円以下	305	12.1%				
1,500万円超～2,000万円以下	166	6.6%				
2,000万円超～2,500万円以下	82	3.3%				
2,500万円超～3,000万円以下	108	4.3%				
3,000万円超～3,200万円以下	24	1.0%				
3,200万円超～3,500万円以下	38	1.5%				
3,500万円超～4,000万円以下	46	1.8%				
4,000万円超～4,500万円以下	34	1.3%				
4,500万円超～5,000万円以下	26	1.0%				
5,000万円超～1億円以下	74	2.9%				
1億円超	37	1.5%				
計	2,521	100.0%				

【図表3：平成19年度に貸付を受けた契約者の全回収困難額の分布】

平成19年度の貸付案件について、残債がある者で更に貸付決定を行っている契約者を名寄せし、契約者毎に回収困難額の分布をみると、貸付限度額3,200万円でカバーできない案件が更に増えている。

回収困難額	件数	割合	3,200万円以下の割合	3,500万円以下の割合	4,000万円以下の割合	4,500万円以下の割合
300万円以下	568	17.1%	86.4%	88.2%	90.5%	92.5%
300万円超～500万円以下	457	13.7%				
500万円超～1,000万円以下	716	21.5%				
1,000万円超～1,500万円以下	429	12.9%				
1,500万円超～2,000万円以下	285	8.6%				
2,000万円超～2,500万円以下	197	5.9%				
2,500万円超～3,000万円以下	164	4.9%				
3,000万円超～3,200万円以下	58	1.7%				
3,200万円超～3,500万円以下	58	1.7%				
3,500万円超～4,000万円以下	79	2.4%				
4,000万円超～4,500万円以下	65	2.0%				
4,500万円超～5,000万円以下	40	1.2%				
5,000万円超～1億円以下	166	5.0%				
1億円超	44	1.3%				
計	3,326	100.0%				

(参考2) 平成20年の倒産及び貸付実績

【図表4：平成20年(1 - 12月)の倒産実績及び共済金貸付実績】

形態	倒産件数	構成比	共済貸付件数	構成比
会社更生法	30	0.2%	979	24.2%
民事再生法	763	4.9%	209	5.1%
破産	9,351	59.7%	1,348	33.3%
特別清算	344	2.2%	5	0.1%
(法的整理計)	10,488	67.0%	2,541	62.7%
銀行取引停止	4,757	30.4%	1,512	37.3%
他の私的整理	401	2.6%	-	-
合計	15,646	100%	4,053	100%

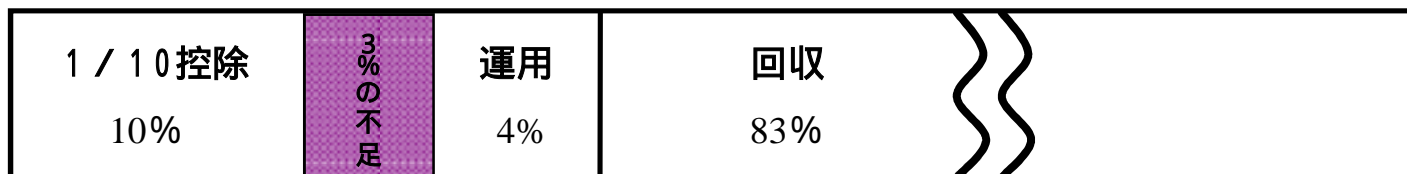
出典：東京商工リサーチ、(独)中小企業基盤整備機構

注：他の私的整理は東京商工リサーチが把握した件数であって、全ての私的整理ではない。

(参考3) 貸付資金の回収状況及び繰上償還の負担のイメージ

[図表5:平成10年度～19年度の貸付資金に対する回収等の状況]

10年平均でみると、平均貸付額に対して、83%の回収、貸倒れ引当金の原資として10%の権利消滅の充当、運用益の充当が4%となり、3%程度の資金が不足。



(注) 運用収入は、年間貸付に対する運用資産の割合(5.4倍)に10年平均利回り0.68%をかけたもの。

[図表6: 繰上償還した場合の負担]

